

報道関係者 各位

令和5年1月5日（木）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年12月27日（火）から令和5年1月2日（月）において、埼玉労働局職員25名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

12月27日（火）8名（埼玉労働局、熊谷労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク川越、ハローワーク浦和、ハローワーク所沢）

12月28日（水）4名（埼玉労働局、ハローワーク川口、ハローワーク浦和、ハローワーク所沢）

12月29日（木）3名（川口労働基準監督署、ハローワーク浦和、ハローワーク所沢）

12月30日（金）3名（埼玉労働局、ハローワーク行田、ハローワーク越谷）

12月31日（土）3名（川越労働基準監督署、ハローワーク大宮、ハローワーク川越）

1月1日（日）1名（ハローワーク飯能）

1月2日（月）3名（行田労働基準監督署、ハローワーク所沢、ハローワーク秩父）

当該25名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。